

使用料・手数料の見直し検討結果報告書
《原価計算結果、料金改定(案)》

令和 5 年 6 月 27 日
三木市総務部経営管理課

— 目 次 —

I	使用料・手数料の見直し	1
1	見直しの考え方	1
2	過去の主な改定状況	1
3	令和5年度の見直し対象	2
4	令和6年度以降の見直し対象	3
5	見直しの対象外	3
6	使用料の算定方法	4
7	手数料の算定方法	5
8	共通事項	6
II	使用料・手数料の見直し検討結果	6
1	使用料の概要	6
2	手数料の概要	7
	【別紙】使用料・手数料の改定（案）一覧	8

I 使用料・手数料の見直し

1 見直しの考え方

本市では、市の施設や諸証明等の発行などの行政サービスを提供しています。施設の維持管理や諸証明等の発行には、人件費や維持管理費、事務経費等が必要となります。

行政サービスの受益が特定の人に及ぶという観点から、サービスを利用する人と利用しない人の「負担の公平性」を考え、サービスに要する費用は、本来、直接的な利用者(受益者)に応分の負担をしていただく「受益者負担」が原則です。

しかしながら、本市には使用料や手数料の料金設定についての統一的な基準がなく、また、定期的に見直しを行う仕組みが構築されていないことから、一部を除き、長年の間、料金を据え置いてきました。

そこで、使用料・手数料の算定の基礎となるコストを把握し、受益者負担の適正化により効率的な行政サービスを提供するため、令和4年9月に策定した「三木市使用料・手数料の見直し方針」(以下「見直し方針」という。)に基づき、公共施設の使用料及び諸証明発行などの手数料の見直しを検討しました。

今後は、原則として5年ごとに見直すこととします。

また、定期的な見直し以外にも、必要が生じた場合は随時見直しを行います。

なお、使用料・手数料の減免(減額又は免除)制度については、このたびの料金改定の影響を十分に見定めた上で、今後、見直しを検討します。

2 過去の主な改定状況

(1) 使用料

改定年月日	改定概要	備考
平成14年7月1日	・公の施設の使用料改定 ・公の施設における使用料の減免に関する取扱要領の制定	公の施設(有料公園施設以外)の減免の取扱いを統一化
平成19年4月1日	公の施設における使用料の減免に関する取扱要領の改訂 有料スポーツ公園使用料改定	個人利用、営利活動以外無料 指定管理者制度導入
平成21年7月1日	公の施設における使用料の減免に関する取扱要領の改訂	減免団体以外有料
平成26年4月1日	・一般会計施設使用料に消費税等転嫁せず ・ホースランドパーク宿泊料改定	消費税等5% ⇒ 8%
令和元年10月1日	火葬場使用料、別所ゆめ街道飲食物産館使用料改定	消費税等8% ⇒ 10%
令和2年4月1日	ホースランドパーク宿泊料、メッセみき使用料改定	

(2) 手数料

改定年月日	改定概要	備考
平成12年4月1日	証明手数料等改定	
平成14年4月1日	廃棄物処理手数料改定	
平成26年4月1日	廃棄物処理手数料改定	消費税等5% ⇒ 8%
令和元年10月1日	廃棄物処理手数料改定	消費税等8% ⇒ 10%
令和3年1月4日	証明書等コンビニ交付手数料改定	

3 令和5年度の見直し対象

令和6年4月の料金改定に向けて見直しを検討した使用料・手数料は次のとおりです。

(1) 使用料

貸出しを目的とする会議室等の貸室とします。

施設分類	施設名
集会施設	公民館(11)、三木コミュニティスポーツセンター、市民活動センター(2)、まなびの郷みずほ、総合隣保館、別所ふるさと交流館、福井コミュニティセンター
学校	小学校(13)、中学校(6)、特別支援学校
その他教育施設	教育センター
高齢福祉施設	デイサービスセンター(7)、高齢者福祉センター
障害福祉施設	障害者総合支援センターはばたきの丘
保健施設	総合保健福祉センター、吉川健康福祉センター

※ 指定管理者制度導入施設である有料スポーツ施設と同種類の施設（トレーニングルーム、プール、学校の運動場・テニスコート）の見直しは、有料スポーツ施設の次期指定替えと同時期とします。

ただし、吉川健康福祉センタートレーニングルームは現在無料のため新設します。

(2) 手数料

三木市手数料条例 別表（第2条関係）	
(16) 租税、公課その他の諸収入金に関する証明手数料	所得(課税)証明・納税証明
(17) 土地又は建物に関する証明手数料	固定資産証明(評価証明・公課証明)
(18) 償却資産に関する証明手数料	納税証明
(19) 印鑑に関する証明手数料	印鑑登録証明
(20) 印鑑登録証の交付又は再交付手数料	
(21) 文書の受理に関する証明手数料	
(22) 公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	固定資産課税台帳の閲覧手数料
(23) 公権又は能力に関する証明手数料	身分証明書
(24) 不在又は不在籍に関する証明手数料	
(25) 住民票又は除かれた住民票の写しの交付手数料	
(26) 戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料	
(27) 住民票又は除かれた住民票の閲覧手数料	
(28) 住民票の記載事項に関する証明手数料	
(29) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく写し又は書面の交付	実費負担(コピー料)
(30) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく写し又は書面の交付	実費負担(コピー料)
(31) 埋葬又は火葬に関する証明	火埋葬許可証再発行、改葬許可証
(32) その他市の事務に属する事項に関する証明	認可地縁団体印鑑登録、同告示証明(新設検討)、農地、都市計画等証明手数料など
三木市税条例、分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例	
市税督促手数料(市税及び国民健康保険税)	
分担金等の督促手数料	
介護保険料督促手数料	
後期高齢者医療保険料督促手数料	
三木市情報公開条例、三木市情報公開条例施行規則	
公開請求手数料	開示手数料及び実費負担(コピー他)
三木市個人情報保護条例、三木市個人情報保護条例施行規則	
開示請求手数料	開示手数料及び実費負担(コピー他)
三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
一般廃棄物処理業等の許可申請等手数料	

4 令和6年度以降の見直し対象

令和7年4月以降の料金改定に向けて見直しを検討する使用料・手数料は次のとおりです。

(1) 使用料

① 指定管理者制度導入施設

利用料金制度を導入し指定管理者により管理運営している施設（指定管理者制度導入施設）の利用料金は、市が使用料の上限額の見直しを行い条例改正の手続を行った上で指定管理者が設定することとなります。

併せて、市は指定管理料を見直す必要があります。

こうしたことから、既に基本協定を締結している施設については、原則として、基本協定の締結期間中は現行料金のままとし、見直し後の利用料金の適用は新たな基本協定の締結時（指定替え時）とします。

指定管理者制度導入施設	現 指定管理 期間	条例改正	次期 指定替
文化会館	R2.4.1	R6.3	R7.4
三木ホースランドパークエオの森			
あじさいフローラみき	R7.3.31		
温泉交流館			
山田錦の館			
星陽ふれあい広場	R3.4.1	R7.3	R8.4
みきやま斎場	＼		
別所ゆめ街道 飲食物産館	R8.3.31		
道の駅みき	R5.4.1	R9.3	R10.4
有料スポーツ施設	＼		
かじやの里メッセみき	R10.3.31		

② 勤労者福祉センター サンライフ三木

施設の大規模改修を予定しており、改修完了時に使用料を改定します。

(2) 手数料

三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用について、し尿及び浄化槽清掃汚でいにおいてクリーンセンターの大規模改修の完了時に、一般廃棄物及び産業廃棄物においては次期ごみ処理施設の運用開始に合わせた改定をそれぞれ検討します。

(3) 行政財産目的外使用料、道路占用料等

土地や建物の貸付料としての性格が強い行政財産目的外使用料、道路占用料等は、原価となるべき経費がそもそも存在しないことから、本市としての使用料の算定基準を明確にした上で改定を検討します。

5 見直しの対象外

次に掲げる使用料・手数料は見直しの対象外とします。

- ① 法令等で無料と定められている使用料
【例】道路、公園、図書館、義務教育の学校
- ② 法令等で金額や算定基準が定められている使用料・手数料等
【例】市営住宅、戸籍事務証明等
- ③ 法令等を準用するなど県内統一料金となっている手数料
【例】畜犬登録、狂犬病予防注射済票交付等手数料等
- ④ 独立採算が求められる公営企業に関するもの
【例】水道使用料、下水道使用料

6 使用料の算定方法

(1) コストの負担割合

施設のコストに係る利用者及び公費の負担割合は、見直し方針に定める考え方に基づき、下図のとおりとします。

【施設の性質別分類及び負担割合】

市場的	A-2グループ 利用者50% 公費50%	B-2グループ 利用者75% 公費25% (☐ トレーニングルーム、テニスコート、屋内プール)
公共的	A-1グループ 利用者25% 公費75% (☐ 火葬場)	B-1グループ 利用者50% 公費50% ☐ 会議室等貸室 (体育館、陸上競技場、野球場)
	必需的	選択的

※1 公の施設は、住民福祉の増進を目的とし、全ての市民に利用機会を提供するため設置しており、応分の公費負担は必要です。そこで、利用者及び公費の負担割合の標準を50%ずつと設定します(A-2及びB-1グループ)。このたびの見直し対象である会議室等の貸室は、個人の価値観や嗜好により必要性が異なり、公共性が高く民間での提供が困難な施設としてB-1グループとします。

なお、必需性及び公共性の高いA-1グループは受益者負担を小さく(25%)設定し、選択制及び市場性の高いB-2グループは受益者負担を大きく(75%)設定します。

(2) 使用料原価

使用料原価は、施設の維持管理・運営に要する人件費、物件費、減価償却費等の合計額とし、原則として3年間(平成30年度から令和2年度まで)の決算額の平均額を用います(土地の取得費、特定の受益者に要した経費等(施設主催の講座開催費用等)は除く。)。

(3) 使用料算出式

占用利用の場合(貸室等)

- ① $1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間あたり原価(単位原価)} = \text{施設全体の年間算入原価} \div \text{施設総面積} (\text{m}^2) \div (\text{年間利用可能時間} \times \text{目標稼働率})$
- ② $\text{使用料原価} = 1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間あたり原価} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$
- ③ $\text{算定基礎額(改定料金の算定基礎とする額)} = \text{使用料原価} \times \text{受益者負担割合}$

(4) 貸室の区分ごとの平均単位原価の使用

使用料の算定に当たっては、原則として施設の年間経費に基づき算出した施設ごとの単位原価を使用することとします。

しかしながら、施設の規模や稼働率などにより施設の維持管理費等の金額が異なるため、同種・同規模の施設であっても使用料に差が生じる可能性があります。

床面積や設備が同じであるにもかかわらず使用料に差が生じると負担の公平性が損なわれ、利用の偏りも懸念されるため、同程度の設備を有し同様の用途で使用される施設については使用料に差が生じないように、同種・同規模の施設の平均単位原価を使用することとします。

現行の公民館等の使用料は、貸室の床面積の広さ及び用途により区分した金額を設定しています。

このたび貸室を有する全ての施設について、貸室の区分を次表のとおり見直すとともに、区分ごとの平均単位原価を使用し当該区分の全ての貸室の算定基礎額を算出することとします。

平均単位原価は、貸室が主な用途である公民館、三木コミュニティスポーツセンター、市民活動センター、福井コミュニティセンター、勤労者福祉センター サンライフ三木及び高齢者福祉センター（以下「平均単位原価算出施設」という。）の単位原価の平均値を用いることとします。

現行の貸室の区分		➔	見直し後の貸室の区分	
30㎡未満の室			30㎡未満の室	
30㎡以上 50㎡未満の室			30㎡以上 50㎡未満の室	
50㎡以上 100㎡未満の室			50㎡以上 100㎡未満の室	
100㎡以上の室			100㎡以上 200㎡未満の室	
大会議室	400㎡未満		200㎡以上 400㎡未満の室	
	400㎡以上 500㎡未満		400㎡以上の室	
	500㎡以上			
料理実習室			調理実習室	

【貸室区分の見直し】

- ① 現行の「100㎡以上の室」と「400㎡未満の大会議室」の区分けが不明瞭であるため、100㎡以上400㎡未満の範囲の室について、収容人員がおおむね50~100人程度の「100㎡以上200㎡未満の室」と、収容人員がおおむね100人~400人程度の「200㎡以上400㎡未満の室」に区分します。
- ② 現行の「400㎡以上500㎡未満」及び「500㎡以上」の大会議室については、収容人員がおおむね400人以上の「400㎡以上の室」として1区分にまとめることとします。

(5) その他の料金

- ① 冷暖房費は光熱水費として原価に含んでいるため、特別に定める場合を除き、原則として別途徴収しないこととします。
- ② 調理実習室は、特別設備を備えていること及び調理用に別途、光熱水を使用することから、算定基礎額の2倍とします。
- ③ 備品の使用料は、必要とする場合は別途定めます。
- ④ 市外、営利目的等の割り増し料金は現行どおりとします。

7 手数料の算定方法

(1) コストの負担割合

手数料は特定の者に提供する行政サービスに要する経費であることから、受益者負担割合を100%とします。

(2) 手数料原価

手数料原価は、手数料徴収事務に要する人件費、物件費、減価償却費等の合計額とし、原則として3年間（平成30年度から令和2年度まで）の決算額の平均額を用います。

(3) 手数料算出式

- ① 1件当たり人件費 = 1分当たり人件費 × 1件当たり処理時間(分)

- ② 1件当たり物件費等 = 年間算入経費 ÷ 年間処理件数 (直近3年間の平均件数)
- ③ 1件当たり手数料原価 = 1件当たり人件費 + 1件当たり物件費等
- ④ 算定基礎額 (改定料金の算定基礎とする額) = 1件当たり手数料原価 × 受益者負担割合 (100%)

(4) 同種手数料の統一化

同種の手数料徴収事務については、特別の事情がない限り、料金の統一化を図ります。

8 共通事項

(1) 料金改定の対象及び上限 (激変緩和措置)

- ① 料金の改定は、算定基礎額と現行料金を比較し、原則としておおむね10%以上の乖離が生じているものを対象とします。

$\text{乖離率 (\%)} = (\text{算定基礎額} - \text{現行料金}) \div \text{現行料金} \times 100$
--

- ② 改定後の料金は、原則として現行料金の1.5倍を上限とします。

(2) 近隣自治体との均衡

同種のサービスにかかる使用料や手数料は、近隣自治体と著しく差が生じないように、必要に応じ価格の均衡を図ります。

II 使用料・手数料の見直し検討結果

1 使用料の概要

(1) 施設別単位原価

平均単位原価算出施設の単位原価は、10.6円/㎡ (緑が丘町公民館) から58.5円/㎡ (口吉川町公民館) までと大きな開きがあります。

これは、施設の稼働率に大きく関連しており、稼働率が高い施設ほど単位原価は低い傾向にあります。

(2) 貸室区分別平均単位原価

平均単位原価算出施設の各貸室に当該施設の単位原価を当てはめ、貸室区分ごとに集計し平均した単位原価を全施設の貸室区分ごとの単位原価として、貸室の使用料原価の算出に用いました。

貸室の床面積区分	平均床面積 (㎡)	平均単位原価 (円/㎡・時間)
30 ㎡未満	21.9	22.7
30 ㎡以上 50 ㎡未満	40.2	25.0
50 ㎡以上 100 ㎡未満	65.9	22.0
100 ㎡以上 200 ㎡未満	140.7	20.4
200 ㎡以上 400 ㎡未満	299.3	29.0
400 ㎡以上	562.7	14.5
調理実習室	66.1	22.6

(3) 貸室区分別使用料

平均単位原価と貸室床面積から使用料原価を算出し、受益者負担割合を乗じて使用料の算定基礎額としました。

次に、特別室補正として一般的な貸室は算定基礎額の 1.0 倍、調理実習室は

同 2.0 倍の補正を行いました。

補正後の算定基礎額と現行料金との乖離率は全て 10%以上であり改定の対象となったことから、近隣自治体との均衡を考慮しつつ、改定上限である現行料金の 1.5 倍以内で料金改定案を下表のとおり算定しました。

貸室の区分（現行）	現行 （円/時間）	貸室の区分（改定案）	改定案 （円/時間）	改定率 （%）	近隣自治体 平均
30㎡未満の室	100	30㎡未満の室	150	150	140
30㎡以上 50㎡未満の室	150	30㎡以上 50㎡未満の室	200	133	228
50㎡以上 100㎡未満の室	200	50㎡以上 100㎡未満の室	300	150	493
100㎡以上の室	400	100㎡以上 200㎡未満の室	600	150	803
大会議室	400㎡未満	200㎡以上 400㎡未満の室	1,200	100	1,152
	400㎡以上 500㎡未満	400㎡以上の室	1,500	115	1,730
	500㎡以上			100	
料理実習室	500	調理実習室	600	120	601

(4) 見直し結果のまとめ

- ① 補正後の算定基礎額(平均 1,399 円/時間)と現行料金(平均 411 円/時間)との乖離率は 241%ですが、改定料金案（平均 474 円/時間）との乖離率は 195%まで縮小しました。
- ② 改定料金案の改定率（全貸室）の平均は 115%となりました。
- ③ 使用料原価の受益者負担率は、現行料金の平均 16%（公費負担 84%）から平均 19%（公費負担 81%）に増加しました。
- ④ 改定料金案のとおり改定する場合、今後の使用料収入が平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の平均使用料収入額と変わらない前提では、年間約 410 万円の収入増となる見込みです。

2 手数料の概要

(1) 手数料原価

手数料徴収事務に要した年間コストを事務処理件数で除した 1 件当たりの手数料原価（算定基礎額）と現行料金との乖離率は、▲54.6%（一般廃棄物処理業等の許可申請等手数料）から +3,079.0%（農地の相続税及び贈与税の納税猶予に関する適格者証明及び継続証明手数料）までと事務によりさまざまです。

概して、1 件の処理時間及び処理件数の多少が算定基礎額の高低に影響しており、これが乖離率に反映されています。

(2) 見直し結果のまとめ

- ① 県内他市との均衡を考慮する必要があることから、次の②に掲げる料金のみを改定することとし、それ以外については原則として据置きとします。
- ② 「三木市税条例」「分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例」「三木市介護保険条例」及び「三木市後期高齢者医療に関する条例」に規定する督促手数料について、督促状 1 通につき 80 円から 100 円に増額します。
- ③ 改定料金案のとおり改定する場合、今後の督促手数料収入が平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の平均督促手数料収入額と変わらない前提では、年間約 50 万円の収入増となる見込みです。

【別紙】

使用料・手数料の改定（案）一覧

【別紙】使用料・手数料の改定（案）一覧

「改定率」列の太枠数字は貸室の面積区分に当てはめた結果

① 使用料

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価 (1時間当たりの実際のコスト) (円) A	受益者 負担割合 B	特別室 補正 C	補正後 算定基礎額 D=A×B×C	現行料金 (円) E	現行料金と 使用料原価 の差額 (円) E-A	現行料金の 乖離率 (D-E)÷E	現行料金 受益者 負担率 E÷A	改定料金 (案) (円) F	改定料金(案) の乖離率 (D-F)÷F	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) F-E	改定率100%未満を示す	
														改定率	改定料金(案) 受益者負担率
														F÷E	F÷A
中央公民館	大ホール	193.4	3,945	50%	1.0	1,973	400	▲ 3,545	393.2%	10.1%	600	228.8%	200	150.0%	15.2%
	大ホールステージ	54.5	1,199	50%	1.0	600	200	▲ 999	199.8%	16.7%	300	99.8%	100	150.0%	25.0%
	第1会議室	41.0	1,025	50%	1.0	513	150	▲ 875	241.7%	14.6%	200	156.3%	50	133.3%	19.5%
	第2会議室	41.0	1,025	50%	1.0	513	150	▲ 875	241.7%	14.6%	200	156.3%	50	133.3%	19.5%
	講座室	82.0	1,804	50%	1.0	902	200	▲ 1,604	351.0%	11.1%	300	200.7%	100	150.0%	16.6%
	第1和室 (3階)	41.0	1,025	50%	1.0	513	150	▲ 875	241.7%	14.6%	200	156.3%	50	133.3%	19.5%
	第2和室 (3階)	41.0	1,025	50%	1.0	513	150	▲ 875	241.7%	14.6%	200	156.3%	50	133.3%	19.5%
	第1研修室	58.0	1,276	50%	1.0	638	200	▲ 1,076	219.0%	15.7%	300	112.7%	100	150.0%	23.5%
	第2研修室	65.0	1,430	50%	1.0	715	200	▲ 1,230	257.5%	14.0%	300	138.3%	100	150.0%	21.0%
	憩いの間 (1階)	37.0	925	50%	1.0	463	150	▲ 775	208.3%	16.2%	200	131.3%	50	133.3%	21.6%
	だんらんの間 (1階)	37.0	925	50%	1.0	463	150	▲ 775	208.3%	16.2%	200	131.3%	50	133.3%	21.6%
	交流ルーム	37.0	925	50%	1.0	463	150	▲ 775	208.3%	16.2%	200	131.3%	50	133.3%	21.6%
料理実習室	82.0	1,853	50%	2.0	1,853	500	▲ 1,353	270.6%	27.0%	600	208.9%	100	120.0%	32.4%	
三木コミュニティ スポーツセンター	アリーナ	709.0	10,281	50%	1.0	5,140	1,500	▲ 8,781	242.7%	14.6%	1,500	242.7%	0	100.0%	14.6%
	トレーニングルーム	111.0	2,264	50%	1.0	1,132	400	▲ 1,864	183.1%	17.7%	600	88.7%	200	150.0%	26.5%
	スタッフルーム	45.0	1,125	50%	1.0	563	150	▲ 975	275.0%	13.3%	200	181.3%	50	133.3%	17.8%
	ミーティングルーム	45.0	1,125	50%	1.0	563	150	▲ 975	275.0%	13.3%	200	181.3%	50	133.3%	17.8%
	和室(1)	18.0	409	50%	1.0	204	100	▲ 309	104.3%	24.5%	150	36.2%	50	150.0%	36.7%
	和室(2)	18.0	409	50%	1.0	204	100	▲ 309	104.3%	24.5%	150	36.2%	50	150.0%	36.7%
三木南交流センター	体育館	504.0	7,308	50%	1.0	3,654	1,500	▲ 5,808	143.6%	20.5%	1,500	143.6%	0	100.0%	20.5%
	体育館ステージ	78.0	1,716	50%	1.0	858	200	▲ 1,516	329.0%	11.7%	300	186.0%	100	150.0%	17.5%
	講座室	66.0	1,452	50%	1.0	726	200	▲ 1,252	263.0%	13.8%	300	142.0%	100	150.0%	20.7%
	研修室1	66.0	1,452	50%	1.0	726	200	▲ 1,252	263.0%	13.8%	300	142.0%	100	150.0%	20.7%
	研修室2	66.0	1,452	50%	1.0	726	200	▲ 1,252	263.0%	13.8%	300	142.0%	100	150.0%	20.7%
	団体室	46.0	1,150	50%	1.0	575	150	▲ 1,000	283.3%	13.0%	200	187.5%	50	133.3%	17.4%
	和室1	24.0	545	50%	1.0	272	100	▲ 445	172.4%	18.4%	150	81.6%	50	150.0%	27.5%
	和室2	20.0	454	50%	1.0	227	100	▲ 354	127.0%	22.0%	150	51.3%	50	150.0%	33.0%
	料理実習室	67.0	1,514	50%	2.0	1,514	500	▲ 1,014	202.8%	33.0%	600	152.4%	100	120.0%	39.6%
別所町公民館	大会議室	337.0	9,773	50%	1.0	4,887	1,200	▲ 8,573	307.2%	12.3%	1,200	307.2%	0	100.0%	12.3%
	図書室	42.0	1,050	50%	1.0	525	150	▲ 900	250.0%	14.3%	200	162.5%	50	133.3%	19.0%
	大会議室ステージ	40.0	1,000	50%	1.0	500	150	▲ 850	233.3%	15.0%	200	150.0%	50	133.3%	20.0%
	団体室	27.0	613	50%	1.0	306	100	▲ 513	206.5%	16.3%	150	104.3%	50	150.0%	24.5%

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価 (1時間当たりの実際のコスト) (円) A	受益者 負担割合 B	特別室 補正 C	補正後 算定基礎額 D=A×B×C	現行料金	現行料金と 使用料原価 の差額	現行料金の 乖離率	現行料金 受益者 負担率	改定料金 (案) (円) F	改定料金(案) の乖離率 (D-F)÷F	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) F-E	改定率 F÷E	改定料金(案) 受益者負担率 F÷A
							(円) E	(円) E-A	(D-E)÷E	E÷A	(円) F	(D-F)÷F	(円) F-E	F÷E	F÷A
別所町公民館	1階和室	72.0	1,584	50%	1.0	792	200	▲ 1,384	296.0%	12.6%	300	164.0%	100	150.0%	18.9%
	2階和室(1)	36.0	900	50%	1.0	450	150	▲ 750	200.0%	16.7%	200	125.0%	50	133.3%	22.2%
	2階和室(2)	18.0	409	50%	1.0	204	100	▲ 309	104.3%	24.5%	150	36.2%	50	150.0%	36.7%
	視聴覚室	60.0	1,320	50%	1.0	660	200	▲ 1,120	230.0%	15.2%	300	120.0%	100	150.0%	22.7%
	料理実習室	64.0	1,446	50%	2.0	1,446	500	▲ 946	189.3%	34.6%	600	141.1%	100	120.0%	41.5%
	工作室	45.0	1,125	50%	1.0	563	150	▲ 975	275.0%	13.3%	200	181.3%	50	133.3%	17.8%
志染町公民館	大会議室	270.0	7,830	50%	1.0	3,915	1,200	▲ 6,630	226.3%	15.3%	1,200	226.3%	0	100.0%	15.3%
	大会議室ステージ	50.0	1,100	50%	1.0	550	200	▲ 900	175.0%	18.2%	300	83.3%	100	150.0%	27.3%
	研修室	42.0	1,050	50%	1.0	525	150	▲ 900	250.0%	14.3%	200	162.5%	50	133.3%	19.0%
	図工室	42.0	1,050	50%	1.0	525	150	▲ 900	250.0%	14.3%	200	162.5%	50	133.3%	19.0%
	会議室	90.0	1,980	50%	1.0	990	200	▲ 1,780	395.0%	10.1%	300	230.0%	100	150.0%	15.2%
	和室(1)	24.0	545	50%	1.0	272	100	▲ 445	172.4%	18.4%	150	81.6%	50	150.0%	27.5%
	和室(2)	28.0	636	50%	1.0	318	100	▲ 536	217.8%	15.7%	150	111.9%	50	150.0%	23.6%
	料理実習室	45.0	1,017	50%	2.0	1,017	500	▲ 517	103.4%	49.2%	600	69.5%	100	120.0%	59.0%
	図書室	35.0	875	50%	1.0	438	150	▲ 725	191.7%	17.1%	200	118.8%	50	133.3%	22.9%
細川町公民館	大会議室	328.0	9,512	50%	1.0	4,756	1,200	▲ 8,312	296.3%	12.6%	1,200	296.3%	0	100.0%	12.6%
	大会議室ステージ	39.0	975	50%	1.0	488	150	▲ 825	225.0%	15.4%	200	143.8%	50	133.3%	20.5%
	講座室	57.0	1,254	50%	1.0	627	200	▲ 1,054	213.5%	15.9%	300	109.0%	100	150.0%	23.9%
	図書館	32.0	800	50%	1.0	400	150	▲ 650	166.7%	18.8%	200	100.0%	50	133.3%	25.0%
	中会議室	70.0	1,540	50%	1.0	770	200	▲ 1,340	285.0%	13.0%	300	156.7%	100	150.0%	19.5%
	和室(1)	20.0	454	50%	1.0	227	100	▲ 354	127.0%	22.0%	150	51.3%	50	150.0%	33.0%
	和室(2)	24.0	545	50%	1.0	272	100	▲ 445	172.4%	18.4%	150	81.6%	50	150.0%	27.5%
	料理実習室	63.0	1,424	50%	2.0	1,424	500	▲ 924	184.8%	35.1%	600	137.3%	100	120.0%	42.1%
口吉川町公民館	大会議室	320.0	9,280	50%	1.0	4,640	1,200	▲ 8,080	286.7%	12.9%	1,200	286.7%	0	100.0%	12.9%
	大会議室ステージ	45.0	1,125	50%	1.0	563	150	▲ 975	275.0%	13.3%	200	181.3%	50	133.3%	17.8%
	健康相談室	56.0	1,232	50%	1.0	616	200	▲ 1,032	208.0%	16.2%	300	105.3%	100	150.0%	24.4%
	陶芸教室	20.0	454	50%	1.0	227	100	▲ 354	127.0%	22.0%	150	51.3%	50	150.0%	33.0%
	中会議室	70.0	1,540	50%	1.0	770	200	▲ 1,340	285.0%	13.0%	300	156.7%	100	150.0%	19.5%
	和室(1)	34.5	863	50%	1.0	431	150	▲ 713	187.5%	17.4%	200	115.6%	50	133.3%	23.2%
	和室(2)	34.5	863	50%	1.0	431	150	▲ 713	187.5%	17.4%	200	115.6%	50	133.3%	23.2%
	調理実習室	54.0	1,220	50%	2.0	1,220	500	▲ 720	144.1%	41.0%	600	103.4%	100	120.0%	49.2%
	研修室	24.0	545	50%	1.0	272	100	▲ 445	172.4%	18.4%	150	81.6%	50	150.0%	27.5%
緑が丘町公民館	大会議室	427.0	6,192	50%	1.0	3,096	1,300	▲ 4,892	138.1%	21.0%	1,500	106.4%	200	115.4%	24.2%
	談話室	21.0	477	50%	1.0	238	100	▲ 377	138.4%	21.0%	150	58.9%	50	150.0%	31.5%

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価 (1時間当 りの実際の コスト) (円) A	受益者 負担割合 B	特別室 補正 C	補正後 算定基礎額 D=A×B×C	現行料金	現行料金と 使用料原価 の差額	現行料金の 乖離率	現行料金 受益者 負担率	改定料金 (案) (円) F	改定料金(案) の乖離率 (D-F)÷F	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) F-E	改定率 F÷E	改定料金(案) 受益者負担率 F÷A
							(円) E	(円) E-A	(D-E)÷E	E÷A	(円) F	(D-F)÷F	(円) F-E	F÷E	F÷A
緑が丘町公民館	団体室	39.0	975	50%	1.0	488	150	▲ 825	225.0%	15.4%	200	143.8%	50	133.3%	20.5%
	多目研修室	51.0	1,122	50%	1.0	561	200	▲ 922	180.5%	17.8%	300	87.0%	100	150.0%	26.7%
	中会議室	183.0	3,733	50%	1.0	1,867	400	▲ 3,333	366.7%	10.7%	600	211.1%	200	150.0%	16.1%
	第1研修室	50.0	1,100	50%	1.0	550	200	▲ 900	175.0%	18.2%	300	83.3%	100	150.0%	27.3%
	第2研修室	50.0	1,100	50%	1.0	550	200	▲ 900	175.0%	18.2%	300	83.3%	100	150.0%	27.3%
	相談室	26.0	590	50%	1.0	295	100	▲ 490	195.1%	16.9%	150	96.7%	50	150.0%	25.4%
	2階 和室	50.0	1,100	50%	1.0	550	200	▲ 900	175.0%	18.2%	300	83.3%	100	150.0%	27.3%
	料理実習室	75.0	1,695	50%	2.0	1,695	500	▲ 1,195	239.0%	29.5%	600	182.5%	100	120.0%	35.4%
自由が丘公民館	大会議室	450.0	6,525	50%	1.0	3,263	1,300	▲ 5,225	151.0%	19.9%	1,500	117.5%	200	115.4%	23.0%
	談話室	44.0	1,100	50%	1.0	550	150	▲ 950	266.7%	13.6%	200	175.0%	50	133.3%	18.2%
	料理実習室	60.0	1,356	50%	2.0	1,356	500	▲ 856	171.2%	36.9%	600	126.0%	100	120.0%	44.2%
	大会議室ステージ	40.0	1,000	50%	1.0	500	150	▲ 850	233.3%	15.0%	200	150.0%	50	133.3%	20.0%
	中会議室	180.0	3,672	50%	1.0	1,836	400	▲ 3,272	359.0%	10.9%	600	206.0%	200	150.0%	16.3%
	研修室1	65.0	1,430	50%	1.0	715	200	▲ 1,230	257.5%	14.0%	300	138.3%	100	150.0%	21.0%
	研修室2	41.0	1,025	50%	1.0	513	150	▲ 875	241.7%	14.6%	200	156.3%	50	133.3%	19.5%
	研修室3	34.0	850	50%	1.0	425	150	▲ 700	183.3%	17.6%	200	112.5%	50	133.3%	23.5%
	和室(1)	20.0	454	50%	1.0	227	100	▲ 354	127.0%	22.0%	150	51.3%	50	150.0%	33.0%
	和室(2)	16.0	363	50%	1.0	182	100	▲ 263	81.6%	27.5%	150	21.1%	50	150.0%	41.3%
	和室(3)	16.0	363	50%	1.0	182	100	▲ 263	81.6%	27.5%	150	21.1%	50	150.0%	41.3%
	講座室	109.0	2,224	50%	1.0	1,112	400	▲ 1,824	178.0%	18.0%	600	85.3%	200	150.0%	27.0%
青山公民館	大会議室 (体育館)	568.0	8,236	50%	1.0	4,118	1,500	▲ 6,736	174.5%	18.2%	1,500	174.5%	0	100.0%	18.2%
	中会議室	148.0	3,019	50%	1.0	1,510	400	▲ 2,619	277.4%	13.2%	600	151.6%	200	150.0%	19.9%
	多目的室	62.0	1,364	50%	1.0	682	200	▲ 1,164	241.0%	14.7%	300	127.3%	100	150.0%	22.0%
	研修室	43.0	1,075	50%	1.0	538	150	▲ 925	258.3%	14.0%	200	168.8%	50	133.3%	18.6%
	講習室	66.0	1,452	50%	1.0	726	200	▲ 1,252	263.0%	13.8%	300	142.0%	100	150.0%	20.7%
	地域交流室	58.0	1,276	50%	1.0	638	200	▲ 1,076	219.0%	15.7%	300	112.7%	100	150.0%	23.5%
	料理実習室	67.0	1,514	50%	2.0	1,514	500	▲ 1,014	202.8%	33.0%	600	152.4%	100	120.0%	39.6%
	談話室	41.0	1,025	50%	1.0	513	150	▲ 875	241.7%	14.6%	200	156.3%	50	133.3%	19.5%
吉川町公民館	大ホール	300.0	8,700	50%	1.0	4,350	1,200	▲ 7,500	262.5%	13.8%	1,200	262.5%	0	100.0%	13.8%
	多目的室	42.0	1,050	50%	1.0	525	150	▲ 900	250.0%	14.3%	200	162.5%	50	133.3%	19.0%
	団体事務室	42.0	1,050	50%	1.0	525	150	▲ 900	250.0%	14.3%	200	162.5%	50	133.3%	19.0%
	調理実習室	84.0	1,898	50%	2.0	1,898	500	▲ 1,398	279.7%	26.3%	600	216.4%	100	120.0%	31.6%
	視聴覚室	63.0	1,386	50%	1.0	693	200	▲ 1,186	246.5%	14.4%	300	131.0%	100	150.0%	21.6%
	研修室	101.0	2,060	50%	1.0	1,030	400	▲ 1,660	157.6%	19.4%	600	71.7%	200	150.0%	29.1%

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価 (1時間当 りの実際 の実際 のコス ト) (円) A	受益者 負担割合 B	特別室 補正 C	補正後 算定基礎額 D=A×B×C	現行料金	現行料金と 使用料原価 の差額	現行料金の 乖離率	現行料金 受益者 負担率	改定料金 (案) (円) F	改定料金(案) の乖離率 (D-F)÷F	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) F-E	改定率 F÷E	改定料金(案) 受益者負担率 F÷A
							(円) E	(円) E-A	(D-E)÷E	E÷A	(円) F	(D-F)÷F	(円) F-E	F÷E	F÷A
吉川町公民館	学習室	41.0	1,025	50%	1.0	513	150	▲ 875	241.7%	14.6%	200	156.3%	50	133.3%	19.5%
	第1和室	74.0	1,628	50%	1.0	814	200	▲ 1,428	307.0%	12.3%	300	171.3%	100	150.0%	18.4%
	第2和室	66.0	1,452	50%	1.0	726	200	▲ 1,252	263.0%	13.8%	300	142.0%	100	150.0%	20.7%
	茶室	27.0	613	50%	1.0	306	100	▲ 513	206.5%	16.3%	150	104.3%	50	150.0%	24.5%
	講義室	63.0	1,386	50%	1.0	777	200	▲ 1,186	288.5%	14.4%	300	159.0%	100	150.0%	21.6%
吉川町公民館 貸潮分館	応接室	22.2	504	50%	1.0	252	100	▲ 404	152.0%	19.8%	150	68.0%	50	150.0%	29.8%
	調理教室	30.0	678	50%	2.0	678	500	▲ 178	35.6%	73.7%	600	13.0%	100	120.0%	88.5%
	和室	38.9	972	50%	1.0	486	150	▲ 822	224.0%	15.4%	200	143.0%	50	133.3%	20.6%
	学習室洋室	64.0	1,408	50%	1.0	704	200	▲ 1,208	252.0%	14.2%	300	134.7%	100	150.0%	21.3%
	大広間会議室	60.0	1,320	50%	1.0	660	200	▲ 1,120	230.0%	15.2%	300	120.0%	100	150.0%	22.7%
市民活動センター	大会議室	280.0	8,120	50%	1.0	4,060	1,500	▲ 6,620	170.7%	18.5%	1,200	238.3%	▲ 300	80.0%	14.8%
	中会議室	150.0	3,060	50%	1.0	1,530	500	▲ 2,560	206.0%	16.3%	600	155.0%	100	120.0%	19.6%
	研修室1	42.0	1,050	50%	1.0	525	200	▲ 850	162.5%	19.0%	200	162.5%	0	100.0%	19.0%
	研修室2	42.0	1,050	50%	1.0	525	200	▲ 850	162.5%	19.0%	200	162.5%	0	100.0%	19.0%
	研修室3	42.0	1,050	50%	1.0	525	200	▲ 850	162.5%	19.0%	200	162.5%	0	100.0%	19.0%
	会議室	84.0	1,848	50%	1.0	924	300	▲ 1,548	208.0%	16.2%	300	208.0%	0	100.0%	16.2%
	視聴覚室	84.0	1,848	50%	1.0	924	300	▲ 1,548	208.0%	16.2%	300	208.0%	0	100.0%	16.2%
	和室	42.0	1,050	50%	1.0	525	200	▲ 850	162.5%	19.0%	200	162.5%	0	100.0%	19.0%
	託児室	42.0	1,050	50%	1.0	525	200	▲ 850	162.5%	19.0%	200	162.5%	0	100.0%	19.0%
	多目的室	113.0	2,305	50%	1.0	1,153	300	▲ 2,005	284.2%	13.0%	450	156.1%	150	150.0%	19.5%
市民活動センター分館	大講座室	123.0	2,509	50%	1.0	1,255	400	▲ 2,109	213.7%	15.9%	600	109.1%	200	150.0%	23.9%
	中講座室	60.0	1,320	50%	1.0	660	200	▲ 1,120	230.0%	15.2%	300	120.0%	100	150.0%	22.7%
	特別会議室	41.0	1,025	50%	1.0	513	150	▲ 875	241.7%	14.6%	200	156.3%	50	133.3%	19.5%
	ミーティングルーム1	20.0	454	50%	1.0	227	100	▲ 354	127.0%	22.0%	150	51.3%	50	150.0%	33.0%
	ミーティングルーム2	20.0	454	50%	1.0	227	100	▲ 354	127.0%	22.0%	150	51.3%	50	150.0%	33.0%
	ミーティングルーム5	20.0	454	50%	1.0	227	100	▲ 354	127.0%	22.0%	150	51.3%	50	150.0%	33.0%
	交流プラザ	195.0	3,978	50%	1.0	1,989	—	—	—	0.0%	600	231.5%	—	—	15.1%
	クッキングルーム	41.0	927	50%	2.0	927	500	▲ 427	85.3%	54.0%	600	54.4%	100	120.0%	64.8%
まなびの郷みずほ	体育館	448.0	6,496	50%	1.0	3,248	1,200	▲ 5,296	170.7%	18.5%	1,500	116.5%	300	125.0%	23.1%
	体育館ステージ	48.0	1,200	50%	1.0	600	150	▲ 1,050	300.0%	12.5%	200	200.0%	50	133.3%	16.7%
	研修室1	160.0	3,264	50%	1.0	1,632	400	▲ 2,864	308.0%	12.3%	600	172.0%	200	150.0%	18.4%
	研修室2	153.0	3,121	50%	1.0	1,561	400	▲ 2,721	290.2%	12.8%	600	160.1%	200	150.0%	19.2%
	研修室3	153.0	3,121	50%	1.0	1,561	400	▲ 2,721	290.2%	12.8%	600	160.1%	200	150.0%	19.2%
	研修室4	153.0	3,121	50%	1.0	1,561	400	▲ 2,721	290.2%	12.8%	600	160.1%	200	150.0%	19.2%

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価 (1時間当 りの実際 のコスト) (円) A	受益者 負担割合 B	特別室 補正 C	補正後 算定基礎額 D=A×B×C	現行料金	現行料金と 使用料原価 の差額	現行料金の 乖離率	現行料金 受益者 負担率	改定料金 (案) (円) F	改定料金(案) の乖離率 (D-F)÷F	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) F-E	改定率 F÷E	改定料金(案) 受益者負担率 F÷A
							(円) E	(円) E-A	(D-E)÷E	E÷A	(円) F	(D-F)÷F	(円) F-E	F÷E	F÷A
まなびの郷みずほ	研修室5	81.0	1,782	50%	1.0	891	200	▲ 1,582	345.5%	11.2%	300	197.0%	100	150.0%	16.8%
	保健室	33.0	825	50%	1.0	413	150	▲ 675	175.0%	18.2%	200	106.3%	50	133.3%	24.2%
	料理実習室	84.0	1,898	50%	2.0	1,898	500	▲ 1,398	279.7%	26.3%	600	216.4%	100	120.0%	31.6%
	パソコン室	51.0	1,122	50%	1.0	561	200	▲ 922	180.5%	17.8%	300	87.0%	100	150.0%	26.7%
	理科室	72.0	1,584	50%	1.0	792	200	▲ 1,384	296.0%	12.6%	300	164.0%	100	150.0%	18.9%
	木工室	72.0	1,584	50%	1.0	792	200	▲ 1,384	296.0%	12.6%	300	164.0%	100	150.0%	18.9%
総合隣保館	大会議室兼体育館	180.0	3,672	50%	1.0	1,836	400	▲ 3,272	359.0%	10.9%	600	206.0%	200	150.0%	16.3%
	相談室・会議室	25.0	568	50%	1.0	284	200	▲ 368	41.9%	35.2%	150	89.2%	▲ 50	75.0%	26.4%
	中会議室	51.0	1,122	50%	1.0	561	200	▲ 922	180.5%	17.8%	300	87.0%	100	150.0%	26.7%
	和室	46.0	1,150	50%	1.0	575	200	▲ 950	187.5%	17.4%	200	187.5%	0	100.0%	17.4%
	生活改善室(調理室)	38.0	859	50%	2.0	859	500	▲ 359	71.8%	58.2%	600	43.1%	100	120.0%	69.9%
	図書室	40.0	1,000	50%	1.0	500	150	▲ 850	233.3%	15.0%	200	150.0%	50	133.3%	20.0%
	学習室	25.0	568	50%	1.0	284	100	▲ 468	183.8%	17.6%	150	89.2%	50	150.0%	26.4%
別所ふるさと交流館	体験スペース	53.5	1,208	50%	2.0	1,208	200	▲ 1,008	504.1%	16.6%	300	302.7%	100	150.0%	24.8%
	多目的活動スペース	60.0	1,320	50%	1.0	660	200	▲ 1,120	230.0%	15.2%	300	120.0%	100	150.0%	22.7%
福井コミュニティセンター	会議室 1	25.0	568	50%	1.0	284	100	▲ 468	183.8%	17.6%	150	89.2%	50	150.0%	26.4%
	会議室 2	25.0	568	50%	1.0	284	100	▲ 468	183.8%	17.6%	150	89.2%	50	150.0%	26.4%
	会議室 3	18.0	409	50%	1.0	204	100	▲ 309	104.3%	24.5%	150	36.2%	50	150.0%	36.7%
	大会議室	718.0	10,411	50%	1.0	5,206	1,500	▲ 8,911	247.0%	14.4%	1,500	247.0%	0	100.0%	14.4%
三樹小学校	体育館	594.0	8,613	50%	1.0	4,307	1,500	▲ 7,113	187.1%	17.4%	1,500	187.1%	0	100.0%	17.4%
	調理室	97.2	2,197	50%	2.0	2,197	500	▲ 1,697	339.3%	22.8%	600	266.1%	100	120.0%	27.3%
	その他教室(特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
平田小学校	体育館	480.0	6,960	50%	1.0	3,480	1,300	▲ 5,660	167.7%	18.7%	1,500	132.0%	200	115.4%	21.6%
	調理室	89.8	2,029	50%	2.0	2,029	500	▲ 1,529	305.8%	24.6%	600	238.2%	100	120.0%	29.6%
	その他教室(特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
三木小学校	体育館	713.0	10,339	50%	1.0	5,169	1,500	▲ 8,839	244.6%	14.5%	1,500	244.6%	0	100.0%	14.5%
	調理室	97.2	2,197	50%	2.0	2,197	500	▲ 1,697	339.3%	22.8%	600	266.1%	100	120.0%	27.3%
	その他教室(特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
別所小学校	体育館	522.0	7,569	50%	1.0	3,785	1,500	▲ 6,069	152.3%	19.8%	1,500	152.3%	0	100.0%	19.8%
	調理室	101.3	2,288	50%	2.0	2,288	500	▲ 1,788	357.7%	21.9%	600	281.4%	100	120.0%	26.2%
	その他教室(特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
志染小学校	体育館	384.0	11,136	50%	1.0	5,568	1,200	▲ 9,936	364.0%	10.8%	1,200	364.0%	0	100.0%	10.8%
	調理室	87.3	1,973	50%	2.0	1,973	500	▲ 1,473	294.6%	25.3%	600	228.8%	100	120.0%	30.4%
	その他教室(特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価	受益者 負担割合	特別室 補正	補正後 算定基礎額	現行料金 (円)	現行料金と 使用料原価 の差額 (円)	現行料金の 乖離率 (D-E)÷E	現行料金 受益者 負担率 E÷A	改定料金 (案) (円)	改定料金(案) の乖離率 (D-F)÷F	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円)	改定率 F÷E	改定料金(案) 受益者負担率 F÷A
			(1時間当 りの実際の コスト) (円) A												
口吉川小学校	体育館	384.0	11,136	50%	1.0	5,568	1,200	▲ 9,936	364.0%	10.8%	1,200	364.0%	0	100.0%	10.8%
	調理室	82.5	1,863	50%	2.0	1,863	500	▲ 1,363	272.7%	26.8%	600	210.6%	100	120.0%	32.2%
	その他教室 (特別教室)	64.8	1,426	50%	1.0	713	300	▲ 1,126	137.6%	21.0%	300	137.6%	0	100.0%	21.0%
豊地小学校	体育館	368.0	10,672	50%	1.0	5,336	1,200	▲ 9,472	344.7%	11.2%	1,200	344.7%	0	100.0%	11.2%
	調理室	64.8	1,464	50%	2.0	1,464	500	▲ 964	192.9%	34.1%	600	144.1%	100	120.0%	41.0%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
緑が丘小学校	体育館	787.0	11,412	50%	1.0	5,706	1,500	▲ 9,912	280.4%	13.1%	1,500	280.4%	0	100.0%	13.1%
	調理室	96.0	2,170	50%	2.0	2,170	500	▲ 1,670	333.9%	23.0%	600	261.6%	100	120.0%	27.7%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
緑が丘東小学校	体育館	712.0	10,324	50%	1.0	5,162	1,500	▲ 8,824	244.1%	14.5%	1,500	244.1%	0	100.0%	14.5%
	調理室	119.6	2,703	50%	2.0	2,703	500	▲ 2,203	440.6%	18.5%	600	350.5%	100	120.0%	22.2%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
自由が丘小学校	体育館	774.0	11,223	50%	1.0	5,612	1,500	▲ 9,723	274.1%	13.4%	1,500	274.1%	0	100.0%	13.4%
	調理室	97.2	2,197	50%	2.0	2,197	500	▲ 1,697	339.3%	22.8%	600	266.1%	100	120.0%	27.3%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
自由が丘東小学校	体育館	514.8	7,465	50%	1.0	3,732	1,500	▲ 5,965	148.8%	20.1%	1,500	148.8%	0	100.0%	20.1%
	調理室	97.2	2,197	50%	2.0	2,197	500	▲ 1,697	339.3%	22.8%	600	266.1%	100	120.0%	27.3%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
広野小学校	体育館	728.0	10,556	50%	1.0	5,278	1,500	▲ 9,056	251.9%	14.2%	1,500	251.9%	0	100.0%	14.2%
	調理室	97.2	2,197	50%	2.0	2,197	500	▲ 1,697	339.3%	22.8%	600	266.1%	100	120.0%	27.3%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
吉川小学校	体育館	600.0	8,700	50%	1.0	4,350	1,500	▲ 7,200	190.0%	17.2%	1,500	190.0%	0	100.0%	17.2%
	調理室	93.6	2,115	50%	2.0	2,115	500	▲ 1,615	323.1%	23.6%	600	252.6%	100	120.0%	28.4%
	その他教室 (特別教室)	77.6	1,707	50%	1.0	854	300	▲ 1,407	184.5%	17.6%	300	184.5%	0	100.0%	17.6%
三木中学校	体育館	805.0	11,673	50%	1.0	5,836	1,500	▲ 10,173	289.1%	12.9%	1,500	289.1%	0	100.0%	12.9%
	調理室	85.5	1,932	50%	2.0	1,932	500	▲ 1,432	286.5%	25.9%	600	222.1%	100	120.0%	31.1%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
三木東中学校	体育館	840.0	12,180	50%	1.0	6,090	1,500	▲ 10,680	306.0%	12.3%	1,500	306.0%	0	100.0%	12.3%
	調理室	97.2	2,197	50%	2.0	2,197	500	▲ 1,697	339.3%	22.8%	600	266.1%	100	120.0%	27.3%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
別所中学校	体育館	522.0	7,569	50%	1.0	3,785	1,500	▲ 6,069	152.3%	19.8%	1,500	152.3%	0	100.0%	19.8%
	調理室	97.2	2,197	50%	2.0	2,197	500	▲ 1,697	339.3%	22.8%	600	266.1%	100	120.0%	27.3%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
緑が丘中学校	体育館	756.0	10,962	50%	1.0	5,481	1,500	▲ 9,462	265.4%	13.7%	1,500	265.4%	0	100.0%	13.7%

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価	受益者 負担割合	特別室 補正	補正後	現行料金	現行料金と	現行料金の 乖離率	現行料金 受益者 負担率	改定料金 (案)	改定料金(案)	改定料金(案) と現行料金 の差額	改定率	改定料金(案)
			(1時間当 りの実際の コスト) (円)			算定基礎額		使用料原価 の差額				の乖離率			受益者負担率
			A	B	C	D=A×B×C	E	E-A	(D-E)÷E	E÷A	F	(D-F)÷F	F-E	F÷E	F÷A
緑が丘中学校	調理室	106.8	2,414	50%	2.0	2,414	500	▲ 1,914	382.7%	20.7%	600	302.3%	100	120.0%	24.9%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
自由が丘中学校	体育館	816.0	11,832	50%	1.0	5,916	1,500	▲ 10,332	294.4%	12.7%	1,500	294.4%	0	100.0%	12.7%
	調理室	97.2	2,197	50%	2.0	2,197	500	▲ 1,697	339.3%	22.8%	600	266.1%	100	120.0%	27.3%
	その他教室 (特別教室)	97.2	2,138	50%	1.0	1,069	300	▲ 1,838	256.4%	14.0%	300	256.4%	0	100.0%	14.0%
吉川中学校	体育館	813.2	11,791	50%	1.0	5,895	1,500	▲ 10,291	293.0%	12.7%	1,500	293.0%	0	100.0%	12.7%
	調理室	112.4	2,540	50%	2.0	2,540	500	▲ 2,040	408.0%	19.7%	600	323.4%	100	120.0%	23.6%
	その他教室 (特別教室)	85.5	1,881	50%	1.0	941	300	▲ 1,581	213.5%	15.9%	300	213.5%	0	100.0%	15.9%
三木特別支援学校	体育館	338.6	9,818	50%	1.0	4,909	1,200	▲ 8,618	309.1%	12.2%	1,200	309.1%	0	100.0%	12.2%
	調理室	60.0	1,356	50%	2.0	1,356	500	▲ 856	171.2%	36.9%	600	126.0%	100	120.0%	44.2%
	その他教室 (特別教室)	60.0	1,320	50%	1.0	660	300	▲ 1,020	120.0%	22.7%	300	120.0%	0	100.0%	22.7%
教育センター	大研修室	204.9	5,942	50%	1.0	2,971	1,200	▲ 4,742	147.6%	20.2%	1,200	147.6%	0	100.0%	20.2%
	中研修室	88.5	1,947	50%	1.0	974	600	▲ 1,347	62.3%	30.8%	300	224.5%	▲ 300	50.0%	15.4%
	セミナー室1	40.8	1,020	50%	1.0	510	150	▲ 870	240.0%	14.7%	200	155.0%	50	133.3%	19.6%
	セミナー室2	40.8	1,020	50%	1.0	510	150	▲ 870	240.0%	14.7%	200	155.0%	50	133.3%	19.6%
	会議室(和室)	29.2	663	50%	1.0	331	200	▲ 463	65.7%	30.2%	150	120.9%	▲ 50	75.0%	22.6%
デイサービスセンター口吉川	地域交流室	45.4	1,134	50%	1.0	567	100	▲ 1,034	467.1%	8.8%	150	278.1%	50	150.0%	13.2%
デイサービスセンター志染	和室	50.1	1,101	50%	1.0	551	150	▲ 951	267.0%	13.6%	200	175.3%	50	133.3%	18.2%
デイサービスセンターひまわり	地域交流室	34.9	873	50%	1.0	437	150	▲ 723	191.0%	17.2%	200	118.3%	50	133.3%	22.9%
デイサービスセンターひまわり	休養室	29.1	661	50%	1.0	330	100	▲ 561	230.3%	15.1%	150	120.2%	50	150.0%	22.7%
デイサービスセンター三木南	地域交流室	34.0	851	50%	1.0	425	150	▲ 701	183.5%	17.6%	200	112.6%	50	133.3%	23.5%
デイサービスセンター三木東	地域交流室	38.9	972	50%	1.0	486	200	▲ 772	143.0%	20.6%	200	143.0%	0	100.0%	20.6%
デイサービスセンター三木北	地域交流室	28.4	644	50%	1.0	322	100	▲ 544	221.8%	15.5%	150	114.5%	50	150.0%	23.3%
デイサービスセンター自由が丘	地域交流室1	76.1	1,674	50%	1.0	837	250	▲ 1,424	234.8%	14.9%	300	179.0%	50	120.0%	17.9%
	地域交流室2	124.3	2,536	50%	1.0	1,268	400	▲ 2,136	216.9%	15.8%	600	111.3%	200	150.0%	23.7%
	研修室	52.3	1,150	50%	1.0	575	150	▲ 1,000	283.5%	13.0%	200	187.6%	50	133.3%	17.4%
	会議室(和室)	28.4	644	50%	1.0	322	100	▲ 544	221.9%	15.5%	150	114.6%	50	150.0%	23.3%
高齢者福祉センター	会議室1	56.0	1,232	50%	1.0	616	150	▲ 1,082	310.7%	12.2%	200	208.0%	50	133.3%	16.2%
	会議室2	35.0	875	50%	1.0	438	100	▲ 775	337.5%	11.4%	150	191.7%	50	150.0%	17.1%
	会議室3	35.0	875	50%	1.0	438	100	▲ 775	337.5%	11.4%	150	191.7%	50	150.0%	17.1%
	研修室	119.0	2,428	50%	1.0	1,214	350	▲ 2,078	246.8%	14.4%	500	142.8%	150	142.9%	20.6%
	講座室1	56.0	1,232	50%	1.0	616	150	▲ 1,082	310.7%	12.2%	200	208.0%	50	133.3%	16.2%
	講座室2	42.0	1,050	50%	1.0	525	100	▲ 950	425.0%	9.5%	150	250.0%	50	150.0%	14.3%
	工作室	42.0	1,050	50%	1.0	525	100	▲ 950	425.0%	9.5%	150	250.0%	50	150.0%	14.3%

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価 (1時間当たりの実際の コスト) (円) A	受益者 負担割合 B	特別室 補正 C	補正後 算定基礎額 D=A×B×C	現行料金 (円) E	現行料金と 使用料原価 の差額 (円) E-A	現行料金の 乖離率 (D-E)÷E	現行料金 受益者 負担率 E÷A	改定料金 (案) (円) F	改定料金(案) の乖離率 (D-F)÷F	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) F-E	改定率 F÷E	改定料金(案) 受益者負担率 F÷A
障害者総合支援センター はばたきの丘	地域交流室	80.3	1,767	50%	1.0	884	200	▲ 1,567	341.9%	11.3%	300	194.6%	100	150.0%	17.0%
総合保健福祉センター	研修室	111.0	2,264	50%	1.0	1,132	500	▲ 1,764	126.4%	22.1%	600	88.7%	100	120.0%	26.5%
	栄養指導室	111.0	2,264	50%	1.0	1,132	500	▲ 1,764	126.4%	22.1%	600	88.7%	100	120.0%	26.5%
	会議室(1階)	55.0	1,210	50%	1.0	605	200	▲ 1,010	202.5%	16.5%	300	101.7%	100	150.0%	24.8%
	会議室(2階)	55.0	1,210	50%	1.0	605	200	▲ 1,010	202.5%	16.5%	300	101.7%	100	150.0%	24.8%
	談話室	54.0	1,188	50%	1.0	594	200	▲ 988	197.0%	16.8%	300	98.0%	100	150.0%	25.3%
	視聴覚室	54.0	1,188	50%	1.0	594	200	▲ 988	197.0%	16.8%	300	98.0%	100	150.0%	25.3%
吉川健康福祉センター	会議室1(コミュニティホール)	98.4	2,164	50%	1.0	1,082	500	▲ 1,664	116.4%	23.1%	300	260.7%	▲ 200	60.0%	13.9%
	会議室2(コミュニティホール)	53.5	1,178	50%	1.0	589	200	▲ 978	194.4%	17.0%	300	96.3%	100	150.0%	25.5%
	会議室3(ミーティングルーム)	31.1	776	50%	1.0	388	200	▲ 576	94.1%	25.8%	200	94.1%	0	100.0%	25.8%
	栄養指導室	132.8	3,002	50%	2.0	3,002	500	▲ 2,502	500.3%	16.7%	600	400.3%	100	120.0%	20.0%
	和室(セミナールーム)	95.0	2,090	50%	1.0	1,045	200	▲ 1,890	422.5%	9.6%	300	248.3%	100	150.0%	14.4%
	トレーニングルーム	151.9	3,099	50%	1.0	1,549	—	—	—	0.0%	600	158.2%	—	—	19.4%
平均			2,532			1,399	411		240.6%	16.2%	474	195.0%		115.4%	18.7%

施設名	貸室等名	床面積 (㎡)	使用料原価 (利用者1人 当たりの実際の コスト) (円) A	受益者 負担割合 B	特別室 補正 C	補正後 算定基礎額 D=A×B×C	現行料金 (円) E	現行料金と 使用料原価 の差額 (円) E-A	現行料金の 乖離率 (D-E)÷E	現行料金 受益者 負担率 E÷A	改定料金 (案) (円) F	改定料金(案) の乖離率 (D-F)÷F	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) F-E	改定率 F÷E	改定料金(案) 受益者負担率 F÷A
吉川健康福祉センター	トレーニングルーム 個人利用1人1回につき	151.9	5,939	75%	1.0	4,454	—	—	—	0.0%	200	2,127.1%	—	—	3.4%

② 手数料

手数料を徴収する事務又は手数料の名称	単位	手数料原価 (算定基礎額) (1単位当たりの実際の コスト) (円) A	現行料金 (円) B	改定料金 (案) (円) C	現行料金と 手数料原価 の差額 (円) B-A	改定料金(案) の乖離率 (A-C)/C	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) C-B	改定率	改定・据置 の別	据置理由	県内27市（神戸市及び本市を 除く。）の状況 (※) 数値は料金額、()内 は自治体数
三木市手数料条例 別表（第2条関係）											
16 租税、公課その他の諸収入金に関する証明手数料											
所得証明・納税証明（窓口）	1件	347	300	300	▲ 47	15.7%	0	100.0%	据置	県内他市との均衡を図るため	統一
17 土地又は建物に関する証明手数料											
固定資産証明（評価証明・公課証明）	1筆又は 1棟	537	300	300	▲ 237	79.0%	0	100.0%	据置	県内他市との均衡を図るため	ほぼ統一200(1)あり
18 償却資産に関する証明手数料	1種類	273	300	300	27	▲9.0%	0	100.0%	据置		統一
19 印鑑に関する証明手数料（窓口）	1通	217	300	300	83	▲27.7%	0	100.0%	据置		ほぼ統一200(1)あり
20 印鑑登録証の交付又は再交付手数料	1件	685	300	300	▲ 385	128.3%	0	100.0%	据置	県内他市との均衡を図るため	300(20)250(1)200(5)無料(2)
21 文書の受理に関する証明手数料	1件	—	300	300	—	—	0	100.0%	据置		統一
22 公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	1件	—	300	300	—	—	0	100.0%	据置		ほぼ統一200(1)あり
固定資産課税台帳の閲覧の手数料（三木市税条例第70条の2）	1件	382	300	300	▲ 82	27.3%	0	100.0%	据置		ほぼ統一200(1)あり
23 公権又は能力に関する証明手数料（身分証明）	1通	297	300	300	3	▲1.0%	0	100.0%	据置		ほぼ統一600(2)200(1)あり
24 不在又は不在籍に関する証明手数料	1通	—	300	300	—	—	0	100.0%	据置		ほぼ統一200(1)あり
25 住民票又は除かれた住民票の写しの交付手数料（窓口）	1通	217	300	300	83	▲27.7%	0	100.0%	据置		ほぼ統一200(1)あり
26 戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料（窓口）	1通	290	300	300	10	▲3.3%	0	100.0%	据置	県内他市との均衡を図るため	ほぼ統一200(1)あり
27 住民票又は除かれた住民票の閲覧手数料	1件	217	300	300	83	▲27.7%	0	100.0%	据置	県内他市との均衡を図るため	統一
28 住民票の記載事項に関する証明手数料（窓口）	1通	—	300	300	—	—	0	100.0%	据置		ほぼ統一200(1)あり
29 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定に基づく写し又は書面の交付手数料											
白黒	1枚	—	10	10	—	—	0	100.0%	据置	県内多数と協調するため	20(1)10(17)無料(9)
カラー	1枚	—	50	50	—	—	0	100.0%	据置		100(2)50(7)20(7)30(1)10(1)無料(9)
30 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく写し又は書面の交付手数料											
白黒	1枚	—	10	10	—	—	0	100.0%	据置	県内多数と協調するため	20(1)10(17)無料(9)
カラー	1枚	—	50	50	—	—	0	100.0%	据置		100(2)50(7)20(7)30(1)10(1)無料(9)
31 埋葬又は火葬に関する証明手数料											
埋火葬許可証の再発行	1通	1,026	300	300	▲ 726	242.0%	0	100.0%	据置	県内他市との均衡を図るため	ほぼ統一200(1)あり
改葬許可証	1通	3,275	300	300	▲ 2,975	991.7%	0	100.0%	据置		ほぼ統一200(1)あり
32 その他市の事務に属する事項に関する証明手数料											
独身証明	1通	—	300	300	—	—	0	100.0%	据置		ほぼ統一350(1)200(1)あり
諸証明（行政証明）	1通	295	300	300	5	▲1.7%	0	100.0%	据置		—
営業証明	1通	451	300	300	▲ 151	50.3%	0	100.0%	据置		—
軽自動車税非減免証明	1通	451	300	300	▲ 151	50.3%	0	100.0%	据置		—
その他税証明	1通	451	300	300	▲ 151	50.3%	0	100.0%	据置		—
認可地縁団体印鑑登録証明	1件	7,245	300	300	▲ 6,945	2,315.0%	0	100.0%	据置		ほぼ統一200(1)あり
認可地縁団体認可告示証明	1件	—	0	300	—	—	300	100.0%	新設		統一
農業振興地域整備計画証明	1件	1,531	300	300	▲ 1,231	410.3%	0	100.0%	据置		—
非農地証明	1件	3,955	300	300	▲ 3,655	1,218.3%	0	100.0%	据置		ほぼ統一800(1)600(1)200(1)あり
耕作証明	1件	930	300	300	▲ 630	210.0%	0	100.0%	据置		統一
農家証明（60条証明）	1件	3,489	300	300	▲ 3,189	1,063.0%	0	100.0%	据置		ほぼ統一600(1)あり
農地の相続税及び贈与税の納税猶予に関する適格者証明及び継続証明	1件	9,537	300	300	▲ 9,237	3,079.0%	0	100.0%	据置		ほぼ統一800(1)600(1)あり
道路幅員証明	1件	3,514	300	300	▲ 3,214	1,071.3%	0	100.0%	据置		—
都市計画に関する証明	1件	1,546	300	300	▲ 1,246	415.3%	0	100.0%	据置		—
三木市税条例											
市税督促手数料	1通	118	80	100	▲ 38	18.0%	20	125.0%	改定		70(2)80(3)90(2)100(14)無料(6)
分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例											
分担金等督促手数料	1通	—	80	100	—	—	20	125.0%	改定		—
三木市介護保険条例											
保険料督促手数料	1通	—	80	100	—	—	20	125.0%	改定		—
三木市後期高齢者医療に関する条例											
保険料督促手数料	1通	—	80	100	—	—	20	125.0%	改定		—
三木市情報公開条例											
公開請求手数料	1件	7,340	無料	無料	—	—	0	—	据置	三木市個人情報保護法施行条例と整合させるため	無料(16)300(8)
三木市情報公開条例施行規則											
1 文書及び図面											
複写機により複写したものの(A3まで) 白黒	1枚	—	10	10	—	—	0	100.0%	据置	県内多数と協調するため	10(21)20(3) A3-20(1)A2-50(1)
同上 カラー	1枚	—	50	50	—	—	0	100.0%	据置		100(3)50(10)30(2) 20(3) A3-80(1)
2 電磁的記録											
(1) ビデオカセットテープに複製したもの	1巻	—	200	200	—	—	0	100.0%	据置		700(1)600(1)300(2) 250(1)200(7)実費(1)
(2) 録音カセットテープに複製したもの	1巻	—	150	150	—	—	0	100.0%	据置		600(1)400(2)200(1) 150(9)実費(1)
(3) (1)及び(2)以外の磁気的記録	ア 印刷物として出力したもの	1枚	—	10	—	—	0	100.0%	据置		20(1)10(9)
イ フロッピーディスクに複製したもの	1枚	—	30	30	—	—	0	100.0%	据置		100(1)80(1)50(5)30(6)
ウ コンパクトディスクに複製したもの	1枚	—	100	100	—	—	0	100.0%	据置		200(1)100(12)20(2)60(2) DVD-150(2)90(2)
3 1及び2以外の公文書											
公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物		—	実費	実費	—	—	0	—	据置		実費相当

手数料を徴収する事務又は手数料の名称	単位	手数料原価 (算定基礎額) (1単位当たりの実際の コスト) (円) A	現行料金 (円) B	改定料金 (案) (円) C	現行料金と 手数料原価 の差額 (円) B-A	改定料金(案) の乖離率 (A-C)/C	改定料金(案) と現行料金 の差額 (円) C-B	改定率	改定・据置 の別	据置理由	県内27市（神戸市及び本市を 除く。）の状況 (※) 数値は料金額、()内 は自治体数	
三木市個人情報保護法施行条例												
開示請求手数料	1件	7,340	無料	無料	—	—	0	—	据置	令和5年4月1日施行のため	無料(16)300(8)	
三木市個人情報保護法施行条例施行規則												
1 文書及び図面												
複写機により複写したもの(A3まで) 白黒	1枚	—	10	10	—	—	0	100.0%	据置	県内多数と協調するため	10(21)20(3) A3-20(1)A2-50(1) 100(3)50(10)30(2) 20(3) A3-80(1)	
同上 カラー	1枚	—	50	50	—	—	0	100.0%	据置		700(1)600(1)300(2) 250(1)200(7)実費(1) 600(1)400(2)200(1) 150(9)実費(1) 20(1)10(9) 100(1)80(1)50(5)30(6) 200(1)100(12)20(2)60(2) DVD-150(2)90(2)	
2 電磁的記録												
(1) ビデオカセットテープに複製したもの	1巻	—	200	200	—	—	0	100.0%	据置	県内多数と協調するため	700(1)600(1)300(2) 250(1)200(7)実費(1) 600(1)400(2)200(1) 150(9)実費(1) 20(1)10(9) 100(1)80(1)50(5)30(6) 200(1)100(12)20(2)60(2) DVD-150(2)90(2)	
(2) 録音カセットテープに複製したもの	1巻	—	150	150	—	—	0	100.0%	据置		700(1)600(1)300(2) 250(1)200(7)実費(1) 600(1)400(2)200(1) 150(9)実費(1) 20(1)10(9) 100(1)80(1)50(5)30(6) 200(1)100(12)20(2)60(2) DVD-150(2)90(2)	
(3) (1)及び(2)以外の磁気的記録	ア 印刷物として出力したもの	1枚	—	10	10	—	—	0	100.0%		据置	700(1)600(1)300(2) 250(1)200(7)実費(1) 600(1)400(2)200(1) 150(9)実費(1) 20(1)10(9) 100(1)80(1)50(5)30(6) 200(1)100(12)20(2)60(2) DVD-150(2)90(2)
	イ フロッピーディスクに複製したもの	1枚	—	30	30	—	—	0	100.0%		据置	700(1)600(1)300(2) 250(1)200(7)実費(1) 600(1)400(2)200(1) 150(9)実費(1) 20(1)10(9) 100(1)80(1)50(5)30(6) 200(1)100(12)20(2)60(2) DVD-150(2)90(2)
	ウ コンパクトディスクに複製したもの	1枚	—	100	100	—	—	0	100.0%		据置	700(1)600(1)300(2) 250(1)200(7)実費(1) 600(1)400(2)200(1) 150(9)実費(1) 20(1)10(9) 100(1)80(1)50(5)30(6) 200(1)100(12)20(2)60(2) DVD-150(2)90(2)
3 1及び2以外の公文書												
公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物		—	実費	実費	—	—	0	—	据置		実費相当	
三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例												
一般廃棄物処理業等の許可申請等手数料												
(1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	1件	4,541	10,000	10,000	5,459	▲54.6%	0	100.0%	据置	県内多数と協調するため	2万(1)1.5万(2)1.2万(1)1万(6)8 千(1)6千(1)2千(1)	
(2) 廃棄物処理法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者	1件	—	10,000	10,000	—	—	0	100.0%	据置		2万(1)1万(2)7.5千(1)6千(1)5千 (3)4千(1)1千(3)	
(3) 許可証の再交付を受けようとする者	1件	—	5,000	5,000	—	—	0	100.0%	据置			

(注) 「-」は、実績がなく料金の原価計算ができないため表示できないこと等を表す。

③ 使用料改定の影響

(単位：円)

施設名	使用料収入決算額 (トレーニングルーム、ヘルストロン等を除く。)				平均改定率	改定後 収入見込額	増減
	H30	R1	R2	平均			
中央公民館	666,290	614,860	451,570	577,573	138.7%	801,197	223,624
三木コミュニティスポーツセンター	1,583,290	1,567,630	1,432,780	1,527,900	136.1%	2,079,642	551,742
三木南交流センター	1,496,520	1,306,155	1,162,650	1,321,775	139.3%	1,840,694	518,919
別所町公民館	490,215	434,075	500,090	474,793	135.3%	642,553	167,760
志染町公民館	612,227	419,885	402,910	478,341	135.6%	648,418	170,077
細川町公民館	198,900	162,350	149,950	170,400	135.8%	231,460	61,060
口吉川町公民館	95,320	73,945	54,050	74,438	135.6%	100,905	26,467
緑が丘町公民館	2,191,100	1,780,550	1,531,940	1,834,530	141.9%	2,602,681	768,151
自由が丘公民館	1,584,290	1,248,170	1,256,795	1,363,085	139.1%	1,895,504	532,419
青山公民館	1,769,185	1,433,290	1,218,800	1,473,758	135.8%	2,001,855	528,097
吉川町公民館(貸潮分館含む)	314,020	263,755	23,450	200,408	140.7%	281,907	81,499
市民活動センター (分館含む)	585,155	777,280	509,800	624,078	120.8%	753,788	129,710
まなびの郷みずほ	0	6,750	0	2,250	142.6%	3,209	959
総合隣保館	123,700	107,700	79,400	103,600	125.5%	129,993	26,393
別所ふるさと交流館	13,600	10,000	10,400	11,333	150.0%	17,000	5,667
福井コミュニティセンター	355,150	371,160	381,680	369,330	137.5%	507,829	138,499
高齢者福祉センター	133,110	97,210	76,480	102,267	144.2%	147,487	45,220
小学校	467,420	593,545	370,450	477,138	107.1%	510,829	33,691
中学校	511,340	536,780	419,890	489,337	106.7%	521,959	32,622
特別支援学校	0	0	0	0	106.7%	0	0
教育センター	271,850	332,870	223,380	276,033	98.3%	271,432	▲ 4,601
総合保健福祉センター	58,110	35,395	22,130	38,545	140.0%	53,963	15,418
吉川健康福祉センター	295,000	330,000	361,400	328,800	116.0%	381,408	52,608
合計	13,815,792	12,503,355	10,639,995	12,319,712		16,425,713	4,106,001

④ 手数料改定の影響

(単位：円)

手数料名	督促手数料収入決算額				平均改定率	改定後 収入見込額	増減
	H30	R1	R2	平均			
市税督促手数料	1,396,380	1,292,240	1,265,497	1,318,039	125.0%	1,647,549	329,510
国民健康保険税督促手数料	600,695	555,940	567,241	574,625	125.0%	718,281	143,656
介護保険料督促手数料	136,160	138,960	135,280	136,800	125.0%	171,000	34,200
後期高齢者医療保険料督促手数料	93,280	95,680	76,400	88,453	125.0%	110,566	22,113
合計	2,226,515	2,082,820	2,044,418	2,117,917	125.0%	2,647,396	529,479